

玉城町第9期介護保険事業計画及び 第10期高齢者保健福祉計画

【概要版】



令和6年3月

玉 城 町

◆ 計画の趣旨

わが国は、少子高齢化を一つの要因とした人口減少が進んでいることに加え、単身世帯、高齢者のみの世帯が国の予測よりも急速に増加し、世帯構造の変化による地域の希薄化、孤独・孤立のリスクの高まりなど、福祉課題が複合化しています。こうした国や地域が抱える課題、方向性を踏まえ、「玉城町第8期介護保険事業計画及び第9期高齢者保健福祉計画」（以下「前回計画」という。）の取り組みを承継しながら、町内で生活するすべての高齢者が、玉城町（以下、当町という。）の地域包括ケアシステムの深化・推進のもと、共生社会の実現に向けた、生きがいを持って安心して暮らし続けられる健康長寿のまちを実現するため、「玉城町第9期介護保険事業計画及び第10期高齢者保健福祉計画」を策定するものです。

◆ 計画の位置づけ

1. 制度的位置づけ

本計画は、「老人福祉法」第20条の8及び「介護保険法」第117条の規定に基づき策定するものです。

◆ 老人福祉法 第二十条の八 ◆

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆ 介護保険法 第一百七十七条 ◆

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2. SDGsの達成に向けた取り組み

国においては、平成27年の国連のサミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の達成に向けたSDGs実施方針を定めており、その中で、地方自治体においても、積極的な取り組みを推進することが期待されています。

当町においても、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現が目指されており、本計画においても基本方針や施策を推進することにより、SDGsが定める17のゴールのうち、以下の4つのゴールの達成に貢献します。



◆ 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とする、令和8年度までの3か年を1期とする計画です。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和22年度 (2040)
前回計画									
			本計画						
						次期計画			

◆ 基本理念



育てよう！“玉城の介護力”

～みんなで支え合い、安心して元気に暮らせるまち～

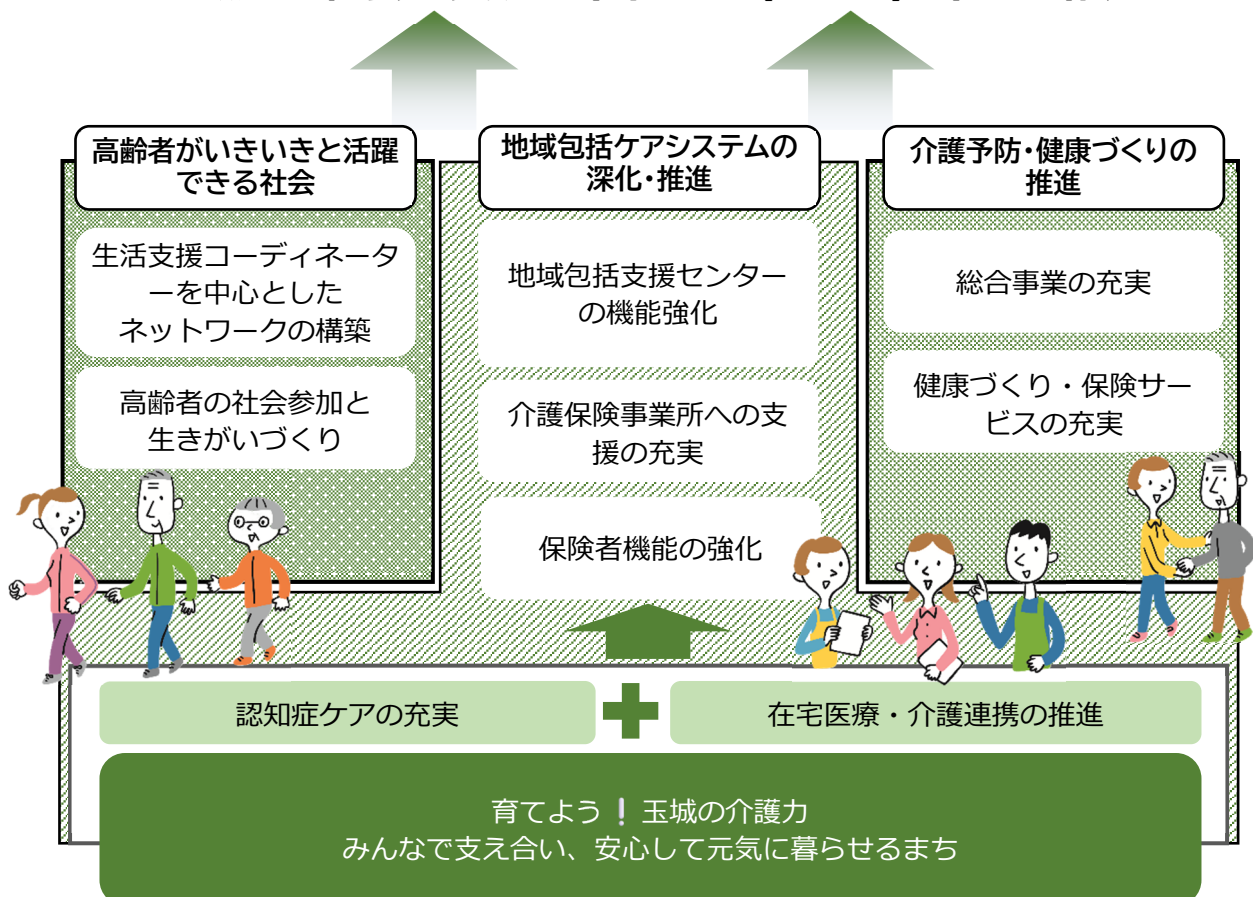


住民一人ひとりが、いくつになっても地域で安心して元気に暮らせるまちの実現に向けて、地域ぐるみの介護予防・健康づくりや総合事業における生活支援サービスの担い手の確保、住民主体の活動を進めるリーダーの育成等に取り組んできました。

高齢者一人ひとりが健康で元気な生活を送ることができるよう、当町にふさわしい地域包括ケアシステムを推進し、地域のつながりの再構築や、生きがいをもった生活を送ることができるよう、高齢者福祉の充実を図るとともに、福祉意識の向上に努めていくことが重要となります。

高齢化率や要介護認定率の増加が進む中、地域の介護力を育むことは引き続き重要であることから、これまでの基本理念を踏襲しながら、総合計画との整合性を図るものとして、今期は『育てよう！“玉城の介護力”～みんなで支え合い、安心して元気に暮らせるまち～』をあらたに基本理念として定めます。

地域共生社会の実現と令和 22（2040）年への備え



◆ 計画の体系

基本理念である「育てよう！“玉城の介護力”～みんなで支え合い、安心して元気に暮らせるまち～」の実現に向けて、以下の6つを基本目標と位置づけ、計画を推進します。

基本理念

育てよう！“玉城の介護力”
～みんなで支え合い、安心して元気に暮らせるまち～

基本目標

共生社会の実現

基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 包括的支援事業の推進
- (3) 任意事業の推進
- (4) 介護保険事業所への支援の充実
- (5) 保険者機能の強化

基本方針2 介護予防・健康づくり施策の充実

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- (2) 一般介護予防事業
- (3) 健康づくり・保健サービスの充実

基本方針3 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

基本方針4 高齢者がいきいきと活躍できる社会

- (1) 生活支援コーディネーターを中心としたネットワークの構築
- (2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

基本方針5 地域ぐるみの認知症ケア

- (1) 認知症への早期対応の推進
- (2) 認知症サポーターの育成と活動促進
- (3) 認知症の人と家族の人への支援

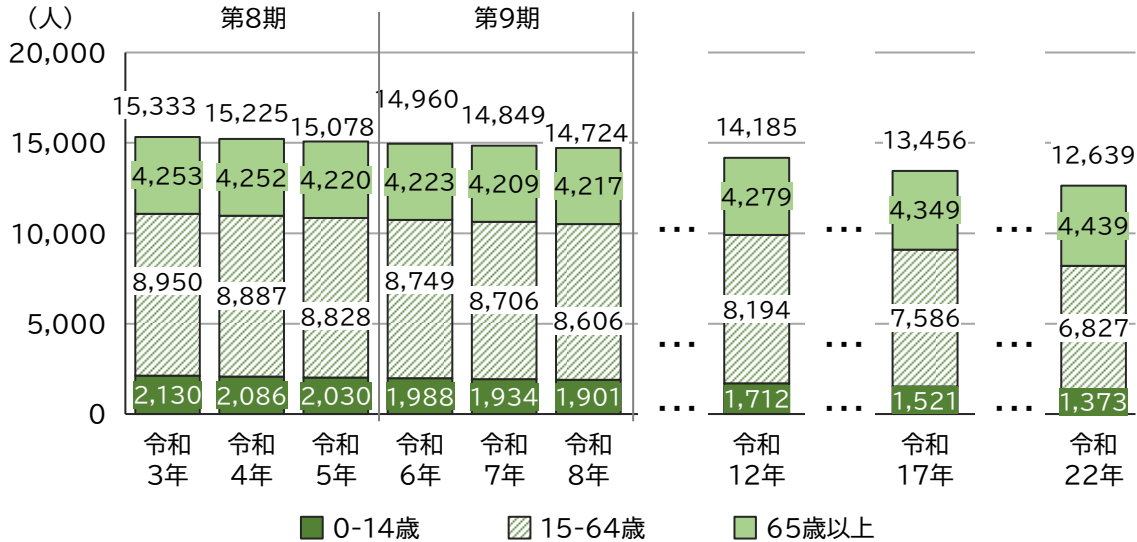
基本方針6 いくつになっても暮らしやすい町づくり

- (1) 高齢者を支える環境づくり
- (2) 安心して暮らせる環境づくり
- (3) 福祉サービスの充実

◆ 将来推計

1. 人口の推移と将来推計

当町の人口は緩やかな減少で推移する見込みで、本計画の期間である令和6年から令和8年の65歳以上の高齢者は4,200人台前半で概ね横ばいで推移する見込みです。

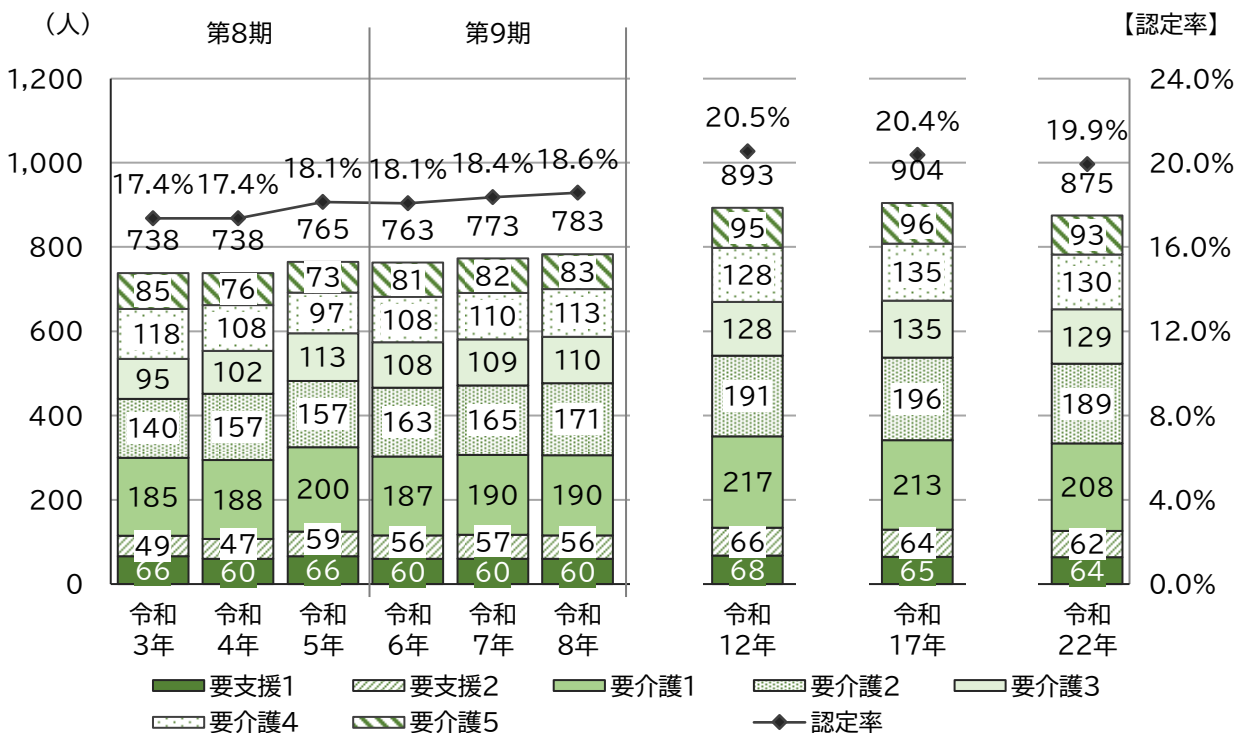


資料:住民基本台帳(各年9月末)

平成30年から令和5年の人口をもとにコーホート変化率法による

2. 要介護度別認定者の推移と将来推計

要介護度別認定者数(第1号被保険者のみ)の推計についてみると、本計画期間は700人台で緩やかに増加する見込みとなっており、認定率は18%台で推移する見込みです。



資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムを用いて推計

～その人らしく、いつまでも玉城で暮らし続けられる～

目指す姿

「いつでも」
行きたいところ
に行ける

「いつでも」
安心できる場所
がある

「いつでも」
支え合える
関係がある

現状と課題

- ・自分の車で運転できる期間が長くなっている
- ・タクシー券事業を開始した
- ・移動に関するニーズが把握出来ていない
- ・町をこえた移動が困難

- ・コロナで人との「つながり」が希薄になった
- ・常設の居場所があるのは、地域で偏りがある
- ・居場所の担い手が高齢化した
- ・安心できる場所で生活が出来ていない人もいる

- ・関係づくりのきっかけが不足している
- ・近所・地域の付き合いが少なくなってきた
- ・支え合えることに気づいていない

実現するためには

- ・健康で元気に外出できる
- ・元気バスの利用促進
- ・要介護者の移動に関するニーズの把握する
- ・次世代の移動手段の検討（ライドシェアなど）

- ・居場所での過ごし方を充実
- ・担い手の育成
- ・要介護者の生活状況の把握
- ・家族介護力の底上げ
- ・本人の思いが届く地域づくり

- ・「おたがいさま」と言い合える地域づくり
- ・事業所と事業所の連携のきっかけづくり
- ・つながりの再構築



◆ 保険料の算出

1. 第9期介護保険料

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準月額は、6,700円となります。

(第8期：6,260円)

■ 総事業費の内訳

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計
標準給付費	1,449,930,631	1,492,341,232	1,544,381,737	4,486,653,600
地域支援事業費	74,249,089	76,590,128	76,931,168	227,770,385
総事業費				4,714,423,985

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額(令和6年度～令和8年度)

4,714,423,985円 ①

第1号被保険者負担分相当額(令和6年度～令和8年度)

1,084,317,517円(①×23%)

- 調整交付金相当額 228,415,699円
- 調整交付金見込額 215,655,000円
- 準備基金取崩額 58,000,000円

保険料収納必要額【第9期計画期間】

1,039,078,216円

- ÷ 予定保険料収納率 99.0%
- ÷ 所得段階別加入割合補正後
被保険者数(3か年計) 13,053人

基準月額 第9期 6,700円(年額 80,400円)

◆ 介護保険料

保険料基準額（第5段階）を基に、第9期（令和6年度～令和8年度）の所得段階別の保険料を算定すると以下のとおりです。

所得段階	保険料率	対象者	保険料額		
			月額	年額	
第1段階	基準額×0.455 【0.285】	世帯全員が市町村民税非課税	生活保護を受けている人 老齢福祉年金を受けている人 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	3,048円 【1,909円】	36,580円 【22,910円】
第2段階	基準額×0.685 【0.485】		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	4,589円 【3,249円】	55,070円 【38,990円】
第3段階	基準額×0.69 【0.685】		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,623円 【4,589円】	55,470円 【55,070円】
第4段階	基準額×0.90	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	6,030円	72,360円
第5段階	基準額1.00		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	6,700円	80,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が市町村民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	8,040円	96,480円
第7段階	基準額×1.30		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	8,710円	104,520円
第8段階	基準額×1.50		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	10,050円	120,600円
第9段階	基準額×1.70		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	11,390円	136,680円
第10段階	基準額×1.90		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	12,730円	152,760円
第11段階	基準額×2.10		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	14,070円	168,840円
第12段階	基準額×2.30		合計所得金額620万円以上720万円未満の人	15,410円	184,920円
第13段階	基準額×2.40	合計所得金額が720万円以上の人	16,080円	192,960円	

※括弧内の保険料は低所得者（町民税非課税世帯）の負担軽減措置として、公費による保険料の軽減実施後の保険料です。

玉城町第9期介護保険事業計画及び第10期高齢者保健福祉計画 【概要版】

発行 玉城町

編集 玉城町役場 保健福祉課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114-2

TEL : 0596-58-8203 FAX : 0596-58-4494

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田4876-1

TEL : 0596-58-7373 FAX : 0596-58-8688